

令和 8 年 9 月
水 産 庁

アイエーティーティーシー

I A T T C（全米熱帯まぐろ類委員会）年次会合の結果について

1 日程・場所

8月31日（月）～9月4日（金）（現地時間）

於：リスボン（ポルトガル）

2 出席国・地域・国際機関

日本、米国、カナダ、EU、中国、韓国、台湾、フランス（海外領土）、メキシコ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ニカラグア、パナマ、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、バヌアツ、インドネシア※、ボリビア※、ホンジュラス※、チリ※、リベリア※、の25か国・地域（※は協力的非加盟国）
（他、関係する国際機関、NGOの代表等が参加）

3 我が国出席者

福田水産庁資源管理部審議官（我が国代表）、水産庁、外務省、国立研究開発法人 水産研究・教育機構及び業界関係者

4 結果概要

（1）太平洋クロマグロ

本年8月に開催されたWCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）北小委員会・IATTC合同作業部会で合意した事項に基づき、以下の措置を採択

① 新たな資源管理方式

資源状態に応じて自動的に計算される漁獲枠の水準等をあらかじめ設定する「新たな資源管理方式」を採択。

② 東部太平洋における資源管理措置

同方式に基づき計算される、2027-2028 年の 2 年間の東部太平洋側の漁獲上限（15,479 トン）の米国・メキシコ間の配分を含む、資源管理措置を採択

東部太平洋における商業漁業の漁獲枠の配分

米 国：1,822 トン（現行）⇒ 1,945 トン（2027-2028 年）

メキシコ：10,763 トン（現行）⇒ 11,256 トン（2027-2028 年）

※遊漁も含めた東部太平洋全体の漁獲上限は 15,479 トン

（2）熱帯まぐろ（メバチ・キハダ・カツオ）

まき網漁業（※）について、管理措置の見直しの議論が行われたものの合意に至らず、現行措置が延長

（※）IATTC 水域での我が国漁船の操業ははえ縄漁業のみであり、まき網漁業の操業はない

参考：熱帯まぐろ（メバチ・キハダ・カツオ）の現行の資源管理措置の概要

（1）まき網漁業

禁漁期間	ア 年間 64 日間を禁漁期間とする。 イ 漁船毎に前年のメバチ漁獲量に応じて禁漁期間を延長する。 ・1200 トン以上：74 日間 ・1500 トン以上：77 日間 ・1800 トン以上：80 日間 等
集魚装置 (FAD) の使用数	一隻当たり 340 個以下

（2）はえ縄漁業

メバチの年間漁獲上限の設定（計 55,131 トン）

日本	韓国	台湾	中国	米国
32,372 トン	11,947 トン	7,555 トン	2,507 トン	750 トン

※これらの措置は、科学的な検討に基づき、最大 2028 年まで延長される。